

第一回福生市議会

臨時

時

会会議録(第一号)

昭和五十年一月二十日福生市議会議場に第一回福生市議会臨時会が招集された。
出席議員はつぎのとおりである。

一番	貫井喜代次	君	二番	小林菊三	君
三番	小林才治	君	四番	田村市郎	君
五番	川窪清一	君	六番	中曾根実	君
七番	宇佐美良時	君	八番		君
九番		君	十番	松山清	君
十一番	伊東忠次郎	君	十二番	森田秀雄	君
十三番	石川繁治	君	十四番	小林暢吉	君
十五番	末次性男	君	十六番	高波忠	君
十七番	関米吉	君	十八番		君

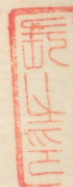
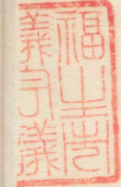
十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	田村匡雄	君	二十二番	岩田博	君
二十三番	石川信義	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

十八番 中里元一君

一 欠員はつぎのとおりである。

八番、九番



一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

議事	古谷徳男	君	議事	市川昭利	君
局長			主事補	尾野幸恵	君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書職	高水求	君	庶務	生子国利	君
員課長			環境保	八木房雄	君
企画財	上野重勝	君	全課長		
政課長			福祉事	森田猛	君
経済	森田進	君	務所長		
課長			都市計	関口清	君
建設	黒田登	君	画課長		
課長			兼福生駅東口 開発担当主査		



午前十時 開会・開議

○議長(塩野鉄之助君) ただいまから昭和五十年第一回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第三百三十二条の規定により、

議長において

十六番高波 忠君

十七番関 米吉君

十九番大野行夫君

以上三名を指名いたします。

○議長(塩野鉄之助君) この際報告事項がありますので、事務局長をし

て諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和五十年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和四十九年十一月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で報告は終わりました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長高波 忠君登壇)

○議会運営委員長(高波 忠君) ご指名がございましたのでご報告申し上げます。

議会運営委員会は去る一月十六日午前十時より委員全員の出席を得まして開催し、議長より諮問を受けました本年第一回臨時会の

会期及び日程等について協議をいたしました。

本臨時会の提出案件は条例の一部改正二件、補正予算五件、ほかに工事請負契約と財産の取得の計九件であります。 条例関係につ

てはいずれも国の法律改正に伴って改正がなされるものであり、一般会計

補正予算案の主たるものは、事業費として全額国庫負担による武蔵

野幹線排水路工事の追加、ほかに人件費等の事務的経費、その他経

常経費の補正、また特別会計補正予算では国保の医療費値上げによる

保険給付費の補正、多摩河原区画整理事業の中で科目区分の振り

かえ、水道一元化による引き継ぎに伴う水道予算の整理等であります。

また中央幹線支線排水路工事は早期着工が望まれるものであり、財

産収入については昨年全員協議会において了解し、すでに予算化され

ておりますので、議会運営委員会といたしましてはこれらについて慎重

に検討いたしました結果、理事者より詳細なる説明を受けることによ

りご理解ご納得をいただけるものとして、十分審議の上全議案を即

決願うよう意見の一致をみて、会期は本日一日間と決定した次第であります。

なお日程の順序はお手元にご配付のとおりお願いすることとし、審議

の状況により時間延長等も考慮されておりますので、お含みおき願います。

また理事者側より全員協議会の申し出がありましたので、全日程終了後行なうことに委員会は了承しておりますので、あらかじめご承知おき願います。

以上でございますが、昭和五十年の初の議会であります本臨時会が議員各位のご協力により議会運営委員会の決定とおり円滑に運営されますようお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

おはかりいたします。会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり一月二十日の一日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって会期は一日間と

決定いたしました。

福 生 市 議 会

○議長（塩野鉄之助君） 日程第三議案第一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（税務課長島田 猛君登壇）

○税務課長（島田 猛君） ただいま議題となりました議案第一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

この改正条例は昨年十二月の国会におきまして衆参両院で可決し公布されました地方税法の一部を改正する法律に基づきまして、本市におきましても改正の必要が生じたので、ここに提案を申し上げた次第であります。

改正の要点といたしましては、電気及びガスの税率を緩和いたしまして、市民の同税に関する負担の軽減をはかうとするもので、第八十七条第一項の電気税の税率で現行「百分の六」とありますのを「百分の五」に改め、同じく同条第二項のガス税の税率で現行「百分の五」を「百分の四」に改め、附則におきまして第一条で施行日を公布の日からとし、第二条におき



福 生 市 議 会

ましてその適用を昭和五十年一月一日に遡及して適用しようとするものであります。

なお改正法律におきましては、同時に電気税、ガス税の免税点につきましても二千円、四千円とそれぞれ引き上げられましたので申し添えます。

またこの改正によりまして、税収の面で推算をいたしますと、現行予算額に比べまして、両税をあわせて三百二十八万七千円程度の増収を予定しております。税率が緩和され、また免税点の引き上げが実施されておるのに増税とはというふうに奇異に感じられたことと思いますが、電気税及びガス税の料金改定が昨年の六月に実施されて以来、今日まで税率の改正がされずに推移されたためでございます。

何とぞ慎重審査を賜わりまして、原案のとおりご可決ご確定くださるようお願い申し上げます。議案第一号の説明を終わらせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第一号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第四議案第二号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水 求君登壇)

○秘書職員課長(高水 求君) ご指名がございましたので、議案第二号非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げたいと思います。

本案は提案理由にも記載のとおり、地方公務員災害補償法が昨年十一月一日から改正され施行されたことによりまして、福生市の非常勤の職員、すなわち議員を除いた非常勤特別職の公務災害補償の条例についての改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、遺族補償年金が従来遺族一人の場合には基本額が「百分の三十」でございましたのを「百分の三十五」に、五十五歳以上の妻がある場合には「百分の四十」であったのを「百分の四十五」に、それから五十歳以上五十五歳未満の妻等があった場合には「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、さらにそれ以外の遺族二人の場合を「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、さらに同項の三号中におきまして、三人の場合には「百分の五十」から「百分の五十六」と、同項第四号中におきまして四人の場合には「百分の五十五」から「百分の六十二」と、五人以上の場合には「百分の六十」から「百分の六十七」と

福生市議会



それぞれ支給率が引き上げられたわけでございます。従来七万円プラス補償基礎額の三十倍でございましたのが、基本額が九万円プラス補償基礎額の三十倍にそれぞれアップされたということでございます。第十五条につきましては法律の条項の追加によりまして準用規定を整理した次第でございます。

それから附則の第三項におきましては遺族補償支給の暫定措置でございすけれども、一時金の申請の期間が従来適用日すなわち四十二年十二月一日から十年間でございましたのをさらに二十年間に改める。一時金の申請の最高限度額を四百倍から千倍に改める。そのほか所要の市規則への委任の規定を提示した次第でございす。それからここに数字がたかさん書いてございますのは別表の欄中障害補償年金の等級別の倍数表一級から七級まで、それから障害補償一時金の等級別倍数表八級から十四級まででございますけれども、それぞれこれをアップしたということでございす。

この条例は原則として公布の日から施行するわけでございすけれども、遺族補償年金及び障害補償年金につきましては、四十九年の十一月一日以

降、それからその他のものについてはなお従前の例による。それから葬祭補償につきましては、四十九年四月一日以降に支給すべき事由の生じたものについて適用して、法律以前のものについてはなお従前の例によるということでございます。第四項におきまして、遺族補償支給の暫定措置については昨年の十一月一日以降発生したものにつきまして適用いたしまして、それ以前のものについてはなお従前の例によるということでございます。いずれにいたしましても本案は地方公務員災害補償法に基づきます法律の改正で、それぞれの支給率が改定されましたことによりまして本条例をその率に改正しようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関 米吉君） 二点お伺いいたします。

まず障害補償、それから遺族一時金並びに年金の改正がこうであるというお話でございますけれども、休業補償は変わらないのか。

福生市議会



それから非常勤の職員の公務災害補償等に関するを書いてありますが、結局これは国の法律の改正に伴うものですね。そうすると国の法律は非常勤でなく公務災害補償等と同一のものだと思う。時期が違うということはないと思うが、こういった簡単なものは非常勤の職員でない公務災害補償等の場合と同時に提案できないものか。

○秘書職員課長（高水 求君） 休業補償については今回改正になっておりません。二点目については常勤の公務員につきましては一部事務組合のほうで条例を改正するようになっておりますので、直接福生市議会のほうに提案することはございません。したがってそれを同時にすることとは現在のところにおいては若干無理ではなからうかと思えます。

○十七番（関 米吉君） 休業補償費は全然変わらないのか。また現在幾らですか。

○秘書職員課長（高水 求君） 現在は補償基礎額の百分の六十に相当する額を支給することになっております。

○十七番（関 米吉君） 法律第百十五号というのは臨時国会最終日の十二月二十七日にできております。これは労働者災害補償保険法の一部を改正す

る法律ですが、それによると休業の場合、確かに補償という文句における百分の六十は変わらない。しかしそのほかに特別給付金として八日以上休みが及んだ場合は百分の二十を支給するといったような制度はないのですか。

○秘書職員課長（高水 求君） 今回の通達によりますと、改正はただいま提案したものでございします。休業補償につきましては今回の非常勤特別職についての通達には入っておりません。

○十五番（末次性男君） これを施行する場合、一年間に大体どのくらいの財源が必要であるか。

それから私の不勉強かと思いますが、国の法律の改正に伴うものであるということでございますが、この財源は振り当てみたいなもの内容について国なり都あるいは市が出しておれば、その金額等全部含めて負担するものがどのくらいかお聞きしたい。

○秘書職員課長（高水 求君） 過去にも現在にもこれに該当して補償した例はございません。つまり行政委員会の委員とかその他付属機関の委員、消防は消防団として別の補償がございしますので、それを除いた非常勤職員につきましては比較的いままでもそういった事例がございませんので、

現在予算でどのくらい見込まれるかということについては、かりに公務で出張して交通事故にあったとかいう場合があれば別ですが、普通の場合ですとそういう事例が全国でもそうないため、現在そういうことについては積算してございしませんのでわかりません。財源措置につきましてはそういった事態が起った場合におきましては、市の財源でこれを補償するということになっております。

○十五番（末次性男君） これは市の財源でまかなう性格のものですか。

○秘書職員課長（高水 求君） そうです。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二号については委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり

